

# 微小粒子状物質（PM2.5）自動測定機の等価性評価実施要項

## 目次

はじめに

第1章 等価性評価の実施体制	2
1. 環境省	2
2. 試験実施機関	2
3. 等価性評価検討会	2
第2章 等価性評価試験対象の測定機の募集及び申請	2
1. 等価性評価試験対象の測定機の募集	2
2. 試験対象測定機の申請	3
第3章 等価性評価試験実施要領の作成	3
第4章 等価性評価試験の検査費用の通知・納付	3
第5章 等価性評価試験の実施	3
第6章 等価性評価検討会の設置	4
第7章 等価性評価結果報告書の作成	4
1. 試験実施機関	4
2. 環境省	4
第8章 ウェブサイトの作成	4

## はじめに

「微小粒子状物質（PM2.5）自動測定機」（以下「測定機」という。）の等価性評価の実施については、これまで新規機種について、申請者（メーカーや代理店）からの等価性評価実施の依頼を受けて、環境省が主体となって「標準測定法と自動測定機の等価性評価のための並行試験」（以下「等価性評価試験」という。）及び等価性評価を実施してきた。実際の試験は、環境省が提示した請負条件を満たした業者が実施し、その試験結果を外部の有識者で構成する「微小粒子状物質（PM2.5）測定法評価検討会」において検討・評価し、測定機の等価性評価を行ってきたところであり、これらの試験及び試験結果の検討・評価は環境省請負業務として行ってきた。平成 21 年度冬季試験から平成 22 年度冬季までの試験において、計 8 機種を等価性が有ると認めたが、それ以降の試験においては、合格する機種は出ておらず、応募する機種も減少していた。

このような状況を踏まえ、平成 25 年度以降は環境省ではなく申請者自らが主体となって、等価性評価試験を実施していくこととする。具体的には、今後は「標準測定法と自動測定機の等価性評価のための並行試験実施機関」（以下「試験実施機関」という。）が申請者からの等価性評価実施の依頼を受けて、「標準測定法と自動測定機の等価性評価のための並行試験実施要領」（以下「試験実施要領」という。）を作成した上で試験を実施する。試験結果については従前と同様、外部の有識者で構成する「微小粒子状物質（PM2.5）自動測定機の等価性評価検討会」（以下「等価性評価検討会」という。）において検討し、評価を行うこととする。

## 第1章 等価性評価の実施体制

### 1. 環境省

- (1) 「標準測定法と自動測定機の等価性評価のための並行試験実施要項」（以下「試験実施要項」という。）の作成・改定を行う。
- (2) 試験実施要領の確認を行う。
- (3) 必要に応じ、等価性評価検討会の設置・運営を行う。
- (4) 等価性評価結果をはじめとする等価性評価の関連情報の公表を行う。

### 2. 試験実施機関

- (1) 試験実施機関は、試験実施可能であることを要項で確認した後、環境省にその旨を報告する。
- (2) 試験実施機関は、申請された測定機の等価性評価試験を実施する。また、必要に応じて、環境省の同意を得て、等価性評価試験の技術開発を行うことができる。
- (3) 等価性評価試験結果の評価を環境省へ依頼する。
- (4) 等価性評価結果報告書を作成し、申請者に通知するとともに、環境省に報告する。

### 3. 等価性評価検討会

- (1) 等価性評価検討会は、有職者（学識経験者等）により構成され、測定機の等価性に関して、公正中立な立場から議論し、検討・評価を行う。
- (2) 等価性評価検討会は、試験実施機関が行う等価性評価試験に関する以下の事項について、専門的知見に基づき検討・助言を行う。
  - ・測定機の等価性評価（等価性評価結果報告書を含む）
  - ・測定機が改良された際の等価性の再評価
  - ・その他等価性評価試験に係る事項

## 第2章 等価性評価試験対象の測定機の募集及び申請

### 1. 等価性評価試験対象の測定機の募集

- (1) 試験実施機関は、自らの業務受け入れ能力の限度内において募集期間を設け、等価性評価試験対象の自動測定機（以下、「試験対象測定機」という。）を募集する。募集期間や試験期間が決まった段階で、環境省に情報提供すると、環境省ホームページ内で、試験実施機関の試験受付状況として情報が掲載される。  
ただし、試験実施機関が行う試験及びその試験結果の評価に影響を及ぼす恐れがあることから、申請者との利害関係があるものは試験実施機関には、なれないこととする。また、試験実施機関に求められる要件は、フィルター捕集-質量法(PM2.5の標準測定法)におけるフィルターの秤量を自社で行うことが可能であること及び、別紙3「微小粒子状物質に係る標準測定法と自動測定機の等価性評価の試験方法及び評価方法」に記載された「抜取検

査法]に関する十分な知識を有しており、試験結果を正確に評価できること、である。

- (2) 試験実施機関は、試験対象測定機の募集に当たり、等価性評価試験に係る手数料予定額を設定しておくこと。手数料予定額には、いくつかの前提条件や留保条件等に応じて場合分けし、幅を持たせてもよい。ただし、申請する者が自らの納付すべき手数料額を想定できるよう、可能な限り具体的な内訳を示すこととする。なお、手数料予定額は、(1)の募集に当たり、可能な限り明示しておくこととする。

## 2. 試験対象測定機の申請

- (1) 申請者は、別紙2「微小粒子状物質(PM2.5)等価性評価試験申込用紙」の様式に従い、試験実施機関に試験の申し込みをすることとする。
- (2) 試験実施機関は、申請された測定機について、次に示す「試験対象測定機の受け付け要件」を考慮し、必要に応じ等価性評価検討会での検討・助言を求め、当該測定機の試験を受け付けることとする。

＜試験対象測定機の受け付け要件＞

- ① 申請のあった自動測定機が、等価性評価試験の対象に該当するか。
- ② 申請内容に不備は無いか。
- ③ 商業化段階にある自動測定機か。

## 第3章 等価性評価試験実施要領の作成

試験実施機関は、別紙1「微小粒子状物質(PM2.5)自動測定機の等価性評価試験実施要領例」を参照して、申請者と協議の上、「PM2.5に係る標準測定法と自動測定機の等価性評価試験実施要領」(以下「試験実施要領」という。)を作成する。

申請者は、試験実施機関に対し、試験実施要領の内容について合意承諾した旨の文書を提出することとする。

試験実施機関は、作成した試験実施要領を環境省に提出する。環境省は、必要に応じ、試験実施機関に対し、試験実施要領について意見を述べるができることとする。

## 第4章 等価性評価試験の検査費用の通知・納付

試験実施機関は、申請者に対し、等価性評価試験の開始前に、試験対象測定機毎に当該等価性評価試験に係る検査費用額及び納付期日を記載した検査費用徴収計画書を通知する。申請者は、検査費用徴収計画書に基づき、試験実施機関に検査費用を納付する。納付期日は、原則、等価性評価試験の費用が発生する前とする。

## 第5章 等価性評価試験の実施

- (1) 試験実施機関は、試験対象測定機について、試験実施要領に基づき等価性評価試験を行う。
- (2) やむを得ない理由により等価性評価試験が完了できないと見込まれる場合、又は等価性評価試験の途中で等価性評価試験の計画変更等により申請者が納付すべき手数料額に変更が生じる場合には、試験実施機関は、あらかじめ申請者と協議し、申請者が納付すべき手数料額を確定する。
- (3) 試験結果の評価方法については、別紙3「微小粒子状物質に係る標準測定法と自動測定機の等価性評価の試験方法及び評価方法」に従い行うこととする。その後、等価性評価検討会用資料を作成し、環境省に等価性評価試験結果の評価を依頼する。
- (4) 試験実施機関は、必要に応じ、等価性評価試験の一部を外部機関に実施させることができる。その際、試験実施機関は、当該外部機関において等価性評価試験が試験実施要領に基づき行われるよう、指導・監督を行うこととする。ただし、標準測定法のフィルターの秤量と試験結果の評価（抜き取り検査法に基づく評価）については、外部機関に実施させることはできない。

## 第6章 等価性評価検討会の設置

環境省は、試験実施機関から等価性評価試験結果に対する評価の依頼があった場合は、有職者（学識経験者等）により構成される等価性評価検討会の設置、開催及び運営を行うこととする。等価性評価検討会においては、試験対象測定機の等価性に関して、公正中立な立場から議論し、検討・評価を行う。検討・評価結果は、等価性評価検討会から試験実施機関へ通知するものとする。

## 第7章 等価性評価結果報告書の作成

### 1. 試験実施機関

試験実施機関は、等価性評価検討会における検討・助言を踏まえ、「等価性評価結果報告書」（以下「報告書」という。）を取りまとめ、環境省に提出するとともに、申請者に通知する。試験実施機関は、別紙1「微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）自動測定機の等価性評価試験実施要領例」の別添「等価性評価試験結果報告書記載項目」を必須の記載項目として報告書を作成するものとする。

### 2. 環境省

- (1) 環境省は、等価性評価試験結果に関して、試験実施機関に対し必要に応じて意見を述べるものとする。
- (2) 環境省は、試験実施機関から提出された報告書に基づき、次章の規定により等価性評価結果を、ウェブサイト公開する。

## 第8章 ウェブサイトの作成

- (1) 環境省は、インターネットを通じた情報提供を図るため、ウェブサイトの構築を行う。また、構築した情報が広く利用されるように、効果的な情報発信を行う。
- (2) 環境省は、試験実施要項、各試験実施機関の試験実施要領、等価性評価結果を公開する他、等価性評価試験の申請受付情報などを随時提供することとする。
- (3) 環境省は、ウェブサイトの内容のうち試験実施要項、等価性評価結果の概要について英語版を作成し、海外への情報発信に努めることとする。